宅地建物取引業者の皆様へ

（公社）山梨県宅地建物取引業協会　主催
（公社）全国宅地建物取引業保証協会 山梨本部　共催

宅地建物取引業者研修会　開催のご案内

【民法改正が不動産取引に与える影響】

公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会 及び 公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会山梨本部では、全ての宅地建物取引業者を対象に「民法（債権法）改正が不動産取引に与える影響」をテーマとして、下記の通り研修会を開催致します。

多くの方々のご参加をお待ちしております。

※この研修会は、令和元年１０月２４日に開催予定としていた研修会を諸般の事情により延期したものです。

○日　　時　**令和2年　2月5日（水）**

① 午前１０時～（受付：午前9時３０分～）

② 午後１時３０分～（受付：午後１時～）

（①②とも講演内容は同一です、質疑応答等含め概ね２時間）

○場　　所　**山梨県不動産会館　３階　会議室**

（甲府市下小河原町 237-5　会館隣の駐車場をご利用下さい）

○演題・講師　**『待ったなし！知らなきゃ危ない**
民法（債権法）改正が不動産取引に与える影響（売買編）』
深沢綜合法律事務所　柴田 龍太郎 弁護士

※冒頭、県治水課より「水害リスクに関する情報の解説等について」の解説がございます。（概ね１０分程度）

○参 加 費　**無　料**

受　講　申　込　書

１月２９日（水）迄にお申込み下さい。　（公社）山梨県宅地建物取引業協会　宛
ＦＡＸ　０５５－２４３－４３０１

所　属　１．（公社）山梨県宅地建物取引業協会
２．本会会員以外の宅地建物取引業者　※番号を○で囲んで下さい。

氏名・商号等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　受講希望時間　午前 ・ 午後

住所（市町村）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　参加予定人数＿＿＿＿＿＿名